

合併症について

1. じん肺法における合併症

<じん肺法(昭和35年法律第30号)(抄)>

第二条

二 じん肺と合併した肺結核その他のじん肺の進展経過に応じてじん肺と密接な関係があると認められる疾病をいう。

(解釈;昭和53年4月28日基発第250号より)

第一項第二号の「合併症」とは、じん肺の病変を素地として、それに外因が加わること等により高頻度に発症する疾病等のじん肺と密接な関連をもつ疾病であり、増悪期に適切な治療を加えれば症状を改善し得るものであり、一般に可逆性のものであること。

<じん肺法施行規則(昭和35年労働省令第6号)(抄)>

第一条 じん肺法第二条第一項第二号の合併症は、じん肺管理区分が管理二又は管理三と決定された者に係るじん肺と合併した次に掲げる疾病とする。

- 一 肺結核
- 二 結核性胸膜炎
- 三 続発性気管支炎
- 四 続発性気管支拡張症
- 五 続発性気胸
- 六 原発性肺がん

2. 合併症の取扱いに係る課題

(1)じん肺全般に見られる合併症と比較し、石綿肺の合併症にどのような傾向があるか、今日の知見を踏まえ改めて検討する必要があるのではないか。

(2)合併症について、今日の知見に照らし、合理的な診断方法があるか。

(参考)石綿肺症例における「じん肺合併症」の併発の状況

	総数	「著しい肺機能障害あり」と言える。	「著しい肺機能障害あり」とまでは言えない。		データ無し	
			%VCが60%未満	AaDO2が限界値を超える		
全体	27	12	10	4	15	1
続発性気管支炎	17	10	9	3	6	1
(続発性気管支炎のみ)	(11)	(6)	(5)	(2)	(4)	(1)
肺がん	13	4	3	2	9	0
続発性気胸	2	1	1	0	1	0
肺結核	0	—	—	—	—	—
結核性胸膜炎	0	—	—	—	—	—
気管支拡張症	0	—	—	—	—	—

《表の解説》

・本表は、「平成21年度指定疾病見直しのための石綿関連疾患に関する事例等調査」の結果を集計したもの。

・全国の労災病院を中心とする医療機関(37施設)において石綿肺と診断された症例を収集(全230例)し、さらに、これらの症例を専門家が複数名で画像所見を中心に職歴も含めて総合的に精査を行い、石綿肺と判定した(全116例)。

・石綿肺と判定した症例のうち、「労災認定あり」とされていた症例(49例)で、合併症があるもの(27例^(注))について分類を行った。

(注)

1. 調査票の「管理区分、労災認定等」の欄に明記されていたものと、調査票の他の項目の記載内容から判断し得たものを併せている。
2. 一部数値に重複がある。(同一症例で複数の合併症がある場合や、同一症例で複数の呼吸機能データにおいて「著しい肺機能障害あり」と言える場合)
3. 呼吸機能データの分析は、「じん肺診査ハンドブック」(中央労働災害防止協会)に掲載されている基準値を基に、該当する症例を集計

《留意点》

・「合併症」を併発していても、「著しい肺機能障害あり」とまでは言えないケースがある。

・「合併症」によって、一過性の(可逆的な)呼吸機能の低下が生じている可能性がある。